

## **VI. 計画の推進**

### **・ 進行管理**



## Ⅵ. 計画の推進・進行管理

---

計画の推進、進行管理のためのしくみについて提案します。

### 1. 計画の推進と進行管理のための体制

---

#### (1) すべての主体の参加による計画の推進

計画の推進にあたっては、市・事業者・市民といったすべての主体が、当事者意識を持って積極的に環境保全のための取り組みに参加していくことが重要です。

また、環境を重視したまちづくりを進めていくためには、全市的に環境保全の機運を高め、取り組みを推進していく必要があります。したがって、市民や事業者、市のそれぞれが個別に取り組みを進めるだけでなく、互いに連携する事により活動を広げていくことが重要といえます。

さらに、多くの環境問題は、西東京市内の取り組みだけで対応できるものではなく、行政区域にとらわれることなく、近隣自治体と協調しながら対応していく必要があります。必要に応じて近隣自治体と連携した施策を実施し、広域的な課題への対応を図ります。

## (2) 推進・進行管理のための体制

計画は、市、事業者、市民といった各主体の参加の下で、推進と進行管理を行います。

中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

- ・環境審議会
- ・推進協議会
- ・庁内推進委員会

環境審議会は、計画の進捗状況をチェックし、提言などを行うものとします。

推進協議会は、計画の推進に加え、計画の進行管理にも参加するものとします。

庁内推進委員会は、市の環境関連施策の進捗状況を把握し、計画の目指す方向に沿って事業が推進されるよう調整する組織とします。

### 環境審議会

＜学識経験者や関係団体の代表者、公募の市民などで構成＞

- ・庁内推進委員会及び推進協議会から、計画の進捗状況について報告を受け、専門的な立場から定期的にチェックを行い、市長に対して提言、具申します。
- ・目標や市の施策の妥当性を判断し、目標及び施策の修正などについて、庁内推進委員会からの報告をもとに審議します。

### 推進協議会

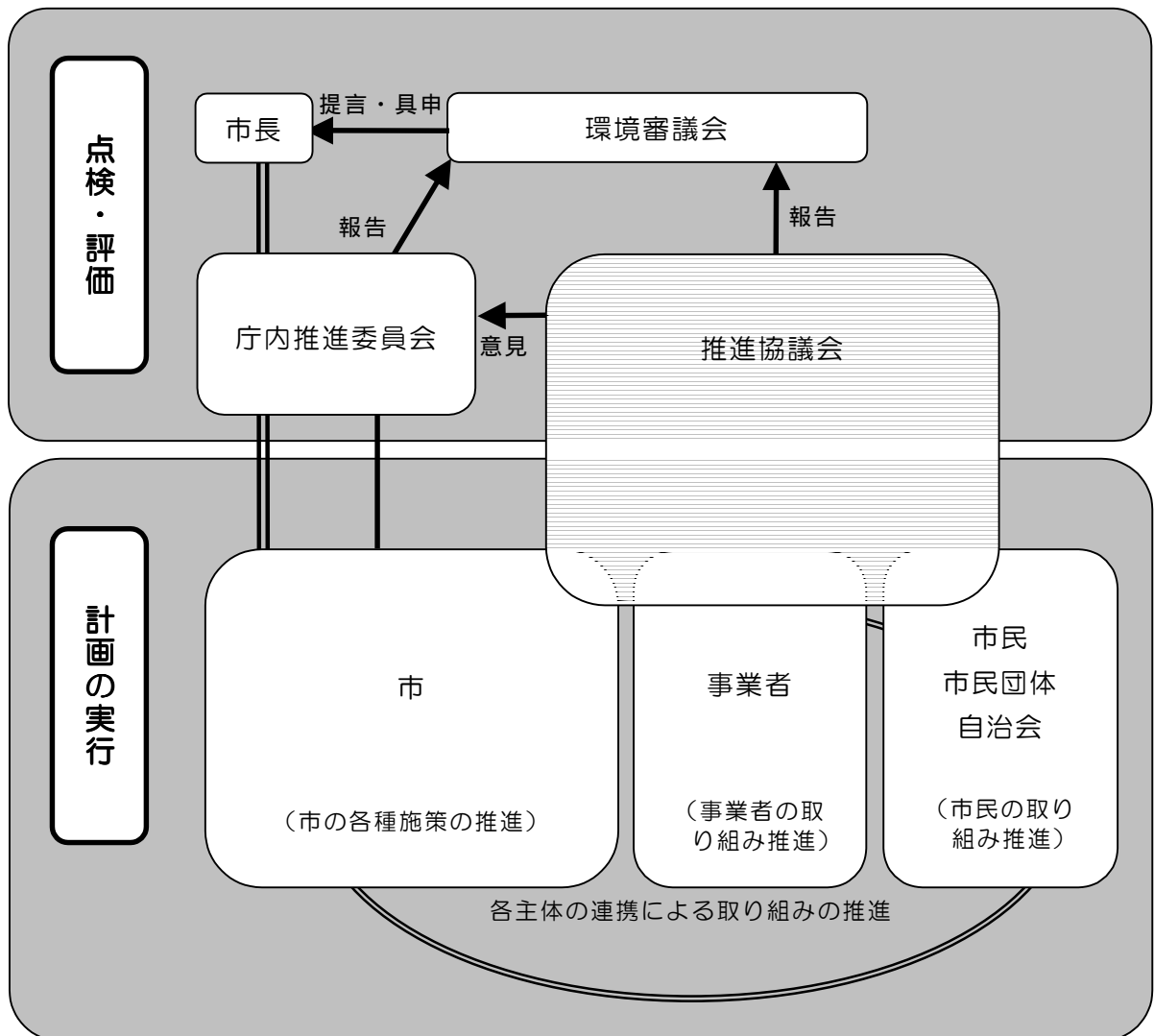
＜市民・市民団体・事業者を中心に構成＞

- ・重点プロジェクトごとに市民や関係機関による推進組織（推進部会）を立ち上げ、取り組みの実践に当たります。その中で、各部会の代表などが中心となって「推進協議会」を設置し、重点プロジェクト全体の取り組み状況を把握していくことを想定します。
- ・また、計画に示した環境保全の取り組みを中心となって推進し、さらに市民や事業者と市のコーディネート役となる組織としても位置づけます。
- ・市民や事業者の取り組みを把握し、評価、点検等を行うことにより、計画の進行管理に参加します。
- ・評価、点検等を行った結果を、環境審議会に報告します。また、庁内推進委員会に対して、市の取り組みに関する意見を提出します。

## 市内推進委員会

<市の各部署の代表により構成>

- ・市内推進委員会は、行政内での計画の推進組織として各課の環境保全にかかる施策を調整し、積極的に施策を推進するものとします。
- ・計画の進捗状況について把握し、その評価、点検等を行います。さらにその後の方向性などについて検討します。
- ・検討結果は、環境審議会に報告します。



## 2. 進行管理の手法

### (1) PDCAサイクルによる進行管理

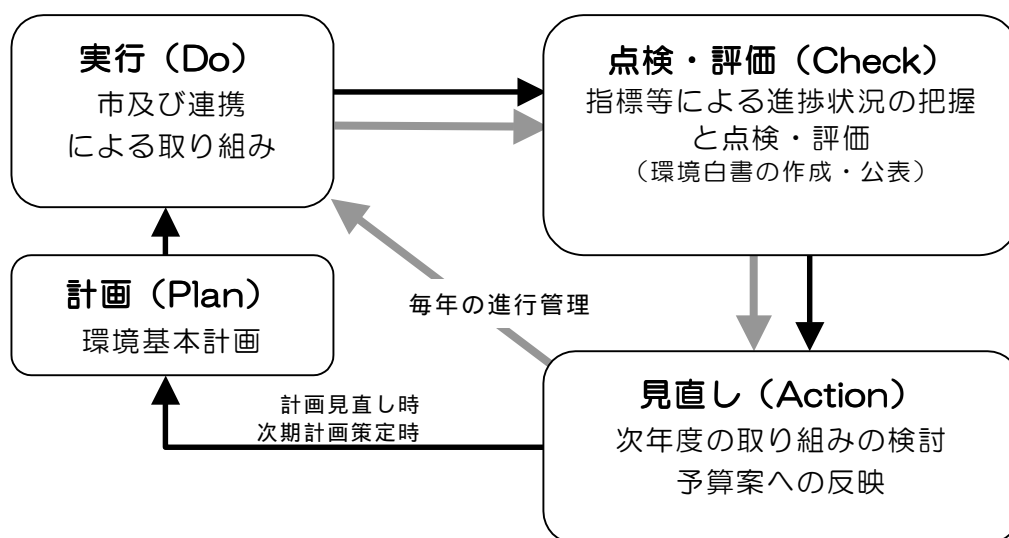
環境関連施策の推進や、市民・事業者の行動などについて、その実効性を確保していくために、計画の進行管理を行う必要があります。

事業者や市民の取り組みに関しては、推進協議会が中心となって、進捗状況の把握と点検・評価を行うことを想定します。

市の施策に関しては、環境マネジメントシステム（ISO14001）の手続きを基本として実施します。環境マネジメントシステムの手法は、「計画（Plan）」「実行（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Action）」のPDCAサイクルを繰り返し行うことにより、取り組みの実効性を確保していく手法です。

このうち計画（Plan）は、5年後の中間見直し、および10年後の次期環境基本計画の策定の際に行うものとします。

毎年の進行管理では、各取り組みの「実行（Do）」、指標等を活用した進捗状況の「点検・評価（Check）」、次年度の取り組みへ反映させる「見直し（Action）」のサイクルを実施することとします。



### (2) 目標・指標の活用

進行管理においては、計画に基づいて取り組みが展開されているかどうか、また取り組みの結果、環境が目標に向かって改善されているかどうかを継続的に点検・評価し、その結果をもとに適切な見直しを行い、次の段階に反映させていくことが必要になります。

そのために、指標を用いて客観的に取り組みや環境の状況を把握していきます。

### (3) 環境白書による進捗状況の把握や点検・評価及び公表

計画の進捗状況は、環境白書（年次報告書）のとりまとめを通じて把握し、指標等を用いて点検・評価を行います。

また、環境白書は各種媒体を活用して広く公表するとともに、市民からの意見募集を行います。意見を踏まえて、次年度以降の計画の推進に反映させていきます。

なお、環境白書に記載する事項は、以下の通りとします。

- ・西東京市や西東京市を取り巻く環境の状況について
- ・環境に対する取り組みの状況について
- ・計画で定めた目標・指標の達成状況について
- ・前年度の環境白書に対して寄せられた意見

### (4) 進行管理への市民の参加

環境白書による市民からの意見募集に加え、市は各種媒体や学習機会、イベント等を通じて環境情報を市民に提供し、双方向の情報交流を図ります。これにより、幅広い市民の参加を得ながら、計画の進行管理を進めていくこととします。

